

(1) 青梅市は、相手方に対し、次の費用に関し、本件事案による損害賠償の一部として、下記4の額を賠償する。

ア 所有権移転登記手続に要した費用

イ 不動産取得税

ウ 融資手数料

エ 建築請負契約の解除に要する費用

オ ローン利息

カ 交通費

キ 家賃および駐車場使用料

ク 固定資産税・都市計画税

(2) 青梅市および相手方は、(1)の費用に関し、この合意によるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(3) 本件事案に伴うこの合意によるもの以外の青梅市の損害賠償債務に関しては、その金額が確定した後、別途、合意するものとする。

4 損害賠償の額

¥ 8, 1 4 3, 3 4 0. —